

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【公開番号】特開2020-172490(P2020-172490A)

【公開日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2020-043

【出願番号】特願2020-108302(P2020-108302)

【国際特許分類】

C 07 H 15/256 (2006.01)

A 23 L 27/00 (2016.01)

A 23 L 33/105 (2016.01)

【F I】

C 07 H 15/256 A

A 23 L 27/00 101 A

A 23 L 27/00 C

A 23 L 33/105

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月29日(2021.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

甘味料組成物を含む炭酸飲料であって、前記甘味料組成物がRebxを含み、Rebxは約100ppm～約600ppmの濃度で飲料中に存在する炭酸飲料。

【請求項2】

強化発泡性飲料、コーラ、レモン・ライムフレーバーの発泡性飲料、オレンジフレーバーの発泡性飲料、ブドウフレーバーの発泡性飲料、イチゴフレーバーの発泡性飲料、パイナップルフレーバーの発泡性飲料、ジンジャーエール、ソフトドリンク、およびルートビアからなる群から選択される、請求項1に記載の炭酸飲料。

【請求項3】

炭酸化が0～2%(w/w)の二酸化炭素である、請求項1に記載の炭酸飲料。

【請求項4】

炭酸化が0.1～1%(w/w)の二酸化炭素である、請求項3に記載の炭酸飲料。

【請求項5】

Rebxがステビオールグリコシド混合物の形で提供され、該混合物は乾燥ベースで約80重量%～約99重量%のRebxを含む、請求項1に記載の炭酸飲料。

【請求項6】

前記甘味料組成物が、甘味料成分として、Rebxに加えて、エリスリトールをさらに含む、請求項1に記載の炭酸飲料。

【請求項7】

エリスリトールが甘味料成分の0.1重量%～3.5重量%である、請求項6に記載の炭酸飲料。

【請求項8】

さらにエタノールを含む、請求項1に記載の炭酸飲料。

【請求項9】

pHが約1.8～約1.0である、請求項1に記載の炭酸飲料。

【請求項10】

pHが約2～約5である、請求項9に記載の炭酸飲料。